

今月の年金から特別徴収を開始

今月に支給される年金から、国民健康保険税を直接引き落とす「特別徴収」が開始されます。対象世帯には、7月15日付けで「国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知書」を送付しました。

法の日無料相談

10月1日は法の日です。これにちなみ各種団体による無料相談会が行われます。くわしくは各問い合わせ先へ。

相談名	日時	会場	内容	問い合わせ先
司法書士相談	10月2日(木) 午前10時～午後3時	市役所2階 201会議室	各種登記・簡易裁判所訴訟・自己破産・債務整理・成年後見手続き ほか	千葉司法書士会佐倉支部・石井さん (☎20-1810)
公証相談	10月7日(火) 午前9時30分～正午	市役所2階 201会議室	遺言・契約・定款といった公正証書などの作成	千葉地方法務局佐倉支局(☎043-484-1222)
	10月18日(土) 午前8時～正午	成田公証役場(花崎町)		
不動産相談	10月15日(水) 午前10時～午後4時	市役所2階 201会議室	不動産に関すること	千葉県不動産鑑定士協会(☎043-222-5795)
行政書士相談	10月18日(土) 午後1時～4時	イオンモール成田	相続・遺言・契約・外国人・法人・各種許認可に関すること	千葉県行政書士会印旛支部・相原さん(☎35-1550)

Information

国の制度見直しにより、これまで国民健康保険税を滞納することなく納めている人については、申し出により口座振替での納付もできますので、保険年金課へお問い合わせください。

来年度の特別徴収額は

平成21年度も引き続き年金からの特別徴収の対象となる場合、来年度の前半支給分(平成21年4月・6月・8月)の年金から引き落とすとなる金額(仮徴収額)は、平成21年2月分と同額となります。後半(平成21年10月・12月・平成22年2月)の特別徴収額は、平成21年7月下旬にお知らせします。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

医療費通知

国民健康保険加入者へ

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに10月末に医療費通知を送付します。通知を希望しない人は、10月17日(金)までに保険年金課へご連絡ください。通知

お知らせ

拒否の意思表示がない場合には、同意が得られたものとして送付します。すでに送付を希望しない旨の連絡をしていて、その後変更のない人については、再度連絡する必要はありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

成田メール

郵便局で申請できます

市内の郵便局から、住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。これは「成田メール」という制度で、請求できるものは左表の通りです。

手続きの方法

- ① 印鑑を持参して市内の郵便局へ
- ② 郵便局にある「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要な事

請求できるもの	住民票	戸籍の謄本・抄本
請求できる人	本人か本人と同一世帯の人	本人か本人と同一戸籍の人
手数料(1通)	300円	450円

土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は利用できません

10月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
10月6日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～翌午前5時
10月7日(火)	並木町(沢山)地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

項を書いて、切手を貼付
③手数料として郵便局の定額小為替(住民票の写し：1通300円、戸籍謄本・抄本：1通450円)と、本人確認できるものの写しを同封して投函
※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

教育資金への利子補給

国の教育ローンを 受けている人に

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人、在学している人やその親族を対象に、在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。利子補給条件は金融機関から国の教育ローンの融資を受けていて、次の2つの条件に該当する人

- ①市内に1年以上住んでいる人
- ②市税を完納している人

利子補給の期間は交付決定された月からの在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なものは返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑

在学または入学を証明できるもの

10月1日から国の教育ローンは、国民生活金融公庫から日本政策金融公庫に承継されました。今までに申請されたものはそのまま引き継がれますので、手続きなどは必要ありません。

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

新清掃工場整備事業

環境影響評価準備書の 縦覧と説明会

市では、現在の「いずみ清掃工場」の老朽化に対応するため、新清掃工場の建設に、富里市との共同事業として取り組んでいます。千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価について、調査・

予測・評価の結果を記載した環境影響評価準備書を、次の通り縦覧します。

縦覧期間 10月3日(金)～11月4日(火)
(土・日曜日および祝日を除く)午前9時～午後5時

縦覧場所 市環境計画課(市役所2階)、県環境政策課(県庁本庁舎3階)

事業実施区域 成田市小泉地先
環境影響評価準備書の説明会
日時 10月13日(月・祝) 午後2時から

会場 市役所6階大会議室
知事への意見書

提出期限 11月19日(水)(郵送の場合は、当日着分まで有効)
意見書に記載する事項

①意見書を提出しようとする人の氏名および住所(法人その他の団体は、名称・代表者の氏名)・



自動交付機を新たに中央公民館に設置

市長日誌

(9月1日～15日)

- 1日 西中学校陸上部全国大会結果報告
- 2日 住民票等自動交付機稼働開始セレモニー
成田商工会議所との懇談会
- 3日 定例記者会見
- 5日 9月定例市議会開会
- 6日 市内中学校体育祭
宗吾区祭礼
私立幼稚園協会主催親子コンサート
- 7日 お待夜祭
美郷台3丁目町内会納涼祭
成田市近隣スポーツ少年団ミニバスケットボール交流大会
- 9日 市議会一般質問(～11日)
- 12日 市議会空港対策特別委員会
- 13日 成田市敬老会(～14日)
市内小学校運動会
市内中学校体育祭
鹿島アントラーズFCフレンドリータウンデイズ「成田の日」
- 14日 成田ケーブルテレビ杯争奪四十雀・女子サッカー大会
手話を考えるフォーラム

主たる事務所の所在地)

②意見書提出の対象である環境影響評価準備書の名称

③環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見

意見書の提出方法 直接または郵送で県環境政策課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1)へ

※くわしくは市環境計画課(☎20-1533)または県環境政策課(☎043-223-4135)へ。

水道料金の納付

支払いは 期限内に

水道事業は、皆さんの水道料金で運営されています。水道料金の納付が納期内になかった場合、督促や給水停止予告書を送付し、給水停止処分をすることもありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。

漏水にご注意を

使用水量が極端に多い場合、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、早急に成田市

指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。

駅前放置自転車

10月1日から クリーンキャンペーン

10月1日(水)～11月30日(日)の2カ月間、県下一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。

駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、特に障がい者や高齢者の通行に、大きな支障を及ぼしています。また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。自転車やバイクの利用者は市営駐輪場などをご利用ください。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



共同墓地

整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。対象墓地は区・自治会・管理組合または5世帯以上で管理する墓地

対象工事＝墓地内通路、排水設備、塀、擁壁など(20万円未満の工事は除く)

補助額＝150万円を限度に、工事費の半額(騒音地域は補助金の限度額が異なります)

補助を受けるには、着工前に環境衛生課へ相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1531)へ。

違反建築防止週間

完了検査を受けていますか

10月11日(土)～17日(金)は、違反建築防止週間です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性の基準を定めており、建築物を建てる場合に必ず守らなければなりません。所有

する建築物が法令に適合しているかどうか、建築士と相談するなど点検を心掛けましょう。

期間中には、一斉公開建築パトロールが実施されます。

※くわしくは建築指導課(☎20-1564)へ。



パーソントリップ調査

東京都市圏で行います

千葉県では、人の1日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるため、10月～11月にかけて交通に関する調査、東京都市圏パーソントリップ調査を実施します。対象となった家庭に

は調査票を送付します。

※くわしくは県都市計画課(☎043-2223-3161、

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_tokei/index.html)へ。

都市計画

変更素案の縦覧と公聴会の開催

成田都市計画「ごみ焼却場」の変更の素案の縦覧と公聴会を開催します。

素案の縦覧

期間＝10月1日(水)～15日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

時間＝午前8時30分～午後5時30分

場所＝都市計画課(市役所5階)

内容＝成田都市計画「ごみ焼却場の変更(小泉地先のいずみ清掃工場隣接地を、新たなごみ焼却場用地として決定するもの)

公聴会の開催

日時＝11月2日(日) 午前10時から

会場＝市役所6階大会議

公述人の資格＝成田都市計画区域(旧成田市)に住所がある人および利害関係がある人・法人

公述申し出の方法＝都市計画課

にある公述申出書に住所・氏名などを書き、意見の要旨を添えて、直接または郵送で同課(〒286-8585 花崎町

760)へ

公述申出書の提出期間＝10月1日

(水)～15日(水)(郵送の場合は当日消印有効)

公述人の選定＝希望者が多い場合は抽選(結果は本人に通知)

公述申出のない場合は中止になります。

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

不法投棄防止

土地の適正な管理が大切

道路や個人の土地への家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロール、不法投棄の多い場所への監視カメラの設置や警備会社による夜間パトロールを行うなど、不法投棄防止に努めています。

不法投棄を防止するには、地域での不審者・不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理も大

切です。不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20-1532)へ。

循環型社会

10月は3R推進月間

ごみを減らし、循環型社会をつくるため、リデュース(ごみの排出抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の3Rに取り組みましょう。

携帯電話・PHS端末リサイクル

携帯電話やPHS端末には、金・銀などの稀少金属が含まれており、貴重な資源として再利用することができま

す。不要となった携帯電話・PHSの本体・充電器・電池は、携帯電話直営店などでメーカー

を問わず無料で回収しています。

このマークのある店舗が目印です。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

